

吹田市第4次総合計画策定支援業務仕様書
(契約候補者の特定後、仕様書の調整を行います。)

I 総 則

1 業務目的

「吹田市第4次総合計画策定支援業務」(以下「本業務」という。)は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たな計画の策定を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、吹田市(以下「甲」という。)が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者(以下「乙」という。)が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 適用基準等

(1) 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

(2) 業務対象区域

業務対象区域は、吹田市全域を基本とする。

4 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに甲・乙協議の上、乙は甲の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

5 履行期間

本業務の履行期間については、契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

6 提出書類

乙は本業務実施にあたって次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務責任者届兼経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (6) その他甲が指示するもの

7 業務責任者

- (1) 業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲・乙十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

8 打合せ

乙は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、甲と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

9 秘密の保持

本業務において、乙の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

10 損害賠償

乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には乙が一切を処理するものとする。

11 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

12 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、乙の責任において迅速に処理するものとする。

13 検査

本業務実施中、乙は必要に応じて甲の中間検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は乙が負担するものとする。

14 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

Ⅱ 業務内容

本市では、市のめざすべき将来像を実現するため、平成 18 年（2006 年）に吹田市第 3 次総合計画を策定するとともに、各分野において個別計画を策定し、様々な施策の推進に取り組んできた。

そのような中、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生や経済情勢の長引く低迷などが市民生活に影響を及ぼしている。さらに、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）へ移行する、いわゆる 2025 年問題など、国全体でますます進展する少子高齢化を見据えた施策の実施が喫緊の課題となっている。また、本市においては、北大阪健康医療都市（健康都）における健康・医療のまちづくりなど、都市としての魅力を向上させる新たな取組を進めているところである。

これらの状況について、第 3 次総合計画では十分に組み込まれていないことから、同計画の目標年次である平成 32 年度（2020 年度）を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見直し、福祉、安心安全、環境、教育、産業などの各分野における取組を、総合的かつ計画的に推進するための指針として、第 4 次総合計画を策定するものである。

また、現在、各分野においては個別計画が概ね整備されつつあり、これらに基づいた施策の実施が進められているところである。しかし、個別計画によっては、PDCA サイクルによる進行管理が十分に行われているものと、まだ不十分なものがあり、また、分野によっては個別計画の整備自体が行われていないなどの課題がある状況である。

第 4 次総合計画の策定に当たっては、施策大綱に沿って各個別計画の取りまとめを行うとともに、各個別計画における PDCA サイクルによる進行管理体制の整備を促進することにより、総合計画と各個別計画とを十分に連動させながら、効果的かつ効率的な施策・事業の実施を推進する。

本業務は、総合計画の作成を確実かつ順調に遂行するため、作成全般の細部にわたるコンサルティング業務等を行うことを目的とする。

業務内容は、概ね次のとおりとする。

1 基本構想及び基本計画策定支援

本市の各分野の個別計画等との整合性を確保したうえで、個別計画との関係性を明確に示すことに配意し、基本構想及び基本計画策定の支援を行う。

2 総合計画の各施策・事業の進行管理の手法の構築支援

施策体系のあり方、達成目標・指標の設定等、総合計画の進捗管理に必要となる手法の構築支援を行う。

3 市民参画を図る事業の運営支援

総合計画策定において、市民等から広く意見を求めるために実施する市民参画を図る事業への参加、資料・会議録等の作成等の運営支援を行う。

4 各種会議の運営支援

吹田市第 4 次総合計画審議会、庁内総合計画策定委員会等の会議における資料、会議録等の作成等運営支援を行う。

5 総合計画書、概要版等冊子の作成

【詳細】

《平成28年度》

1 基礎資料の作成

(1) 作成する資料

- ア 人口関連調査報告書
- イ 土地利用及び都市構造関連調査報告書
- ウ 第3次総合計画の進捗状況、検証結果
- エ 財政状況等
- オ 市民意見集約報告書
- カ 市民意識調査の総合計画関連質問と報告書
- キ 職員意識調査報告書
- ク その他基礎資料として必要と認められるもの

※上記ア～クについては以下に示す(2)～(4)の内容を分析し、まとめること。

(2) 第3次総合計画の検証、整理及び課題の抽出

- ア 社会経済状況等の変化に対応するため、基本構想を検証すること。
- イ 基本計画の点検、検証について、これまでの行財政改革の取組の結果及び行政評価の成果や課題を分析し、想定されていなかった新たな課題や重点施策等を抽出すること。
- ウ 検証結果については、新たな基本構想や基本計画の検討につながるものとなるよう体系的に分かりやすく整理すること。

(3) 基礎データの分析

- ア 本市と社会経済状況等との関係を分析すること。
- イ 国・府の中長期的な関連計画や施策、プロジェクトを整理し、分析すること。
- ウ 類似する都市と比較し、本市の強みや弱みなどの特性を分析すること。
- エ 本市の人口^{※1}や産業、土地利用、財政状況^{※2}など基礎的なデータを整理し、今後の見通しを分析すること。
- オ 本市の各分野の個別計画について、その位置づけや内容、進捗状況等を体系的に分かりやすく整理すること。

※1 平成28年(2016年)3月策定の吹田市人口ビジョンを踏まえ、人口推計を行うこと。

※2 学識経験者の助言に基づき、中長期の財政計画策定に向けた収支分析を行うこと。

(4) 市民意識調査結果の分析及び市民団体、学生アンケート等の実施

- ア 平成26年度に実施した「吹田市市民意識調査」の結果を分析すること。
- イ 大学生、大学の教職員、市民団体、事業者等を対象に、アンケート及びヒアリングを実施する予定である。アンケート調査においては、乙は、アンケート調査の原案の作成、集計・分析を行うこと。ヒアリングにおいては、乙は、ヒアリングへの参加、運営にかかる提案、記録、その結果に基づく分析を行うこと。

2 市民意識調査

平成26年度に実施した「吹田市市民意識調査」、各分野の個別計画の策定に伴い集約した市民意識に関するデータ等を整理・分析したうえで、それを補足、強化するための市民アンケート調査を実施すること。

- ア アンケート調査
- イ 結果の分析
- ウ 報告書の作成

3 市民説明会等運営及びパブリックコメントの支援

(市民説明会等：2回程度、ワークショップ等：基本構想10回程度)

市民説明会、ワークショップ等に参加し、会の運営に係る提案、進行補助、関連資料の作成、記録の作成等を行うとともに、市民意見を整理し、総合計画への反映に向けて検討を行うこと。

4 審議会・策定委員会運営支援

(審議会6回程度、部会12回程度、策定委員会(部会含む)45回程度)

審議会等の会議開催に伴い、会議に出席するとともに、会議運営の提案、資料の作成補助、会議録の作成等を行うこと。

5 素案等冊子作成

基礎資料や各種の調査・検証結果、市民意見等を踏まえ、基本構想及び基本計画の素案の内容を整理するとともに、会議や説明会等必要に応じて冊子を作成すること。

6 その他

(1) 策定過程における情報公開の支援

計画の策定過程について、「本市ホームページ」「市報すいた」等の媒体を通じて広く情報公開を実施するため、その作成に関する支援を行うこと。

(2) 策定過程における市議会の意見の把握

《平成29年度》

1 市民説明会等運営及びパブリックコメントの支援

(市民説明会等：6回程度、フォーラム等：1回程度、ワークショップ等：基本計画10回程度)

市民説明会、ワークショップ等に参加し、会の運営に係る提案、フォーラムの講師委託、進行補助、関連資料の作成、記録の作成等を行うとともに、市民意見を整理し、総合計画への反映に向けて検討を行うこと。

2 審議会・策定委員会運営支援

(審議会6回程度、部会12回程度、策定委員会(部会含む)45回程度)

審議会等の会議開催に伴い、会議に出席するとともに、会議運営の提案、資料の作成補助、会議録の作成等を行うこと。

3 素案等冊子作成

基礎資料や各種の調査・検証結果、市民意見等を踏まえ、基本構想及び基本計画の素案の内容を整理するとともに、会議や説明会等必要に応じて冊子を作成すること。

4 総合計画の本編（資料編含む）、概要版及び基礎資料集の作成

総合計画の本編及び概要版の作成にあたり、レイアウトの提案を行うとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真を盛り込んで編集し、甲の指示があった段階において、最終印刷版の原稿を作成すること。

また、基礎資料集については印刷製本し、500部を提出すること。

5 その他

(1) 策定過程における情報公開の支援

計画の策定過程について、「本市ホームページ」「市報すいた」等の媒体を通じて広く情報公開を実施するため、その作成に関する支援を行うこと。

(2) 策定過程における市議会の意見の把握

Ⅲ その他

1 成果品

総合計画は、本編（資料編含む）、概要版及び基礎資料集に区分し、整理するものとする。各原稿のデータは、電子記憶媒体に保存し各2部提出すること。（ホームページ掲載予定の原稿は、PDFデータとし、必要に応じて分割を行うこと。）

基礎資料集は印刷し、500部を提出すること。なお、本編及び概要版は、甲が印刷する。

平成29年3月に中間報告として、平成28年度に実施した支援業務内容を記した業務報告書を提出すること。

その他、必要に応じて甲が指示するものについて、提出すること。

2 著作権及び著作権

本契約で作成された印刷物の著作権及び著作権は、甲が所有するものとする。本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、甲に譲渡すること。甲が成果品の引渡しの請求をしたときは、甲の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

第4次総合計画策定までのスケジュール（案） 【平成28年度～平成29年度】

平成28年5月10日現在

内 容	平成28年度												平成29年度																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
契約	契約手続																														
調査・分析	各種調査		・市民意識調査 ・学生向けアンケート 等																												
	第3次総合計画の総括		検証・課題整理																												
	基礎資料の作成		・本市の社会経済状況等に関するデータ整理 ・人口動向の分析及び人口推計 ・本市の特性、強みや弱みの分析 等																												
庁内での検討	政策決定		策定方針の決定																												
	策定委員会（作業部会含む）		課題整理、分析等		基本構想（素案）たたき		基本構想（素案）の検討					基本計画（素案）たたき		基本計画（素案）の検討					総合計画（案）の決定												
審議会	審議会		【諮問】基本構想（素案）		検討							検討		【答申】基本構想（素案）		【諮問】基本計画（素案）		検討		【答申】基本計画（素案）											
	作業部会							基本構想（素案）の検討										基本計画（素案）の検討													
市民参画	市民説明会等				説明会等							説明会等							説明会等												
	大学生、中高生からの意見聴取		アンケート等による意見聴取																												
	パブリックコメント											基本構想（素案）パブコメ							基本計画（素案）パブコメ												
市議会※		5月定例会				9月定例会							12月定例会				3月定例会		5月定例会							9月定例会		総合計画（案）提案		3月定例会	